⑥	譲渡収入の額		5,469,387円 (4,315,048円)	4,658,854円 (1,949,738円)	30,210,000円 (15,023,937円)	64,700,000円 (48,158,655円)
⑦	控除費用		811,239円 (623,113円)	656,056円 (127,931円)	1,678,644円 (—)	1,737,720円 (1,306,432円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	3,691,935円	1,821,807円	15,023,937円	46,852,223円
		納付年月日	H29. 3. 30	H29. 3. 30	H29. 3. 30	H29. 3. 30
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
⑨	減資額		—	—	—	143,000,000円
⑩	備考		—	—	—	—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であり、減資の対象としていないものを含んでおります。

①	資産種類		土地、建物	土地、建物	土地、建物	土地、建物
②	資産名称		桐生宿舎	上原宿舎	岩神宿舎	東野宿舎・分室
③	帳簿価額	⑴取得価額	3,852,538円	50,689,656円	2,436,000円	60,293,080円
		⑵減価償却	—	8,727,550円	—	34,103,772円
		⑶減損額	99,673円	24,813,606円	—	10,760,000円
		⑷帳簿価額	3,752,865円	17,148,500円	2,436,000円	15,429,308円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずるべき措置」において、国庫納付することとなったため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		4,922,280円 (2,779,581円)	13,691,546円 (8,675,572円)	17,076,023円 (9,967,528円)	13,938,655円 (8,959,090円)
⑦	控除費用		714,631円 (329,231円)	737,384円 (260,370円)	464,400円 (91,951円)	969,751円 (484,875円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	2,450,350円	8,415,202円	9,875,577円	8,474,215円
		納付年月日	—	—	—	—
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—